

# 令和 7 年度第 2 回千葉県男女共同参画審議会 議事録

千葉県 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課

## 1 日時

令和 7 年 10 月 22 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

## 2 会場

千葉県役所高層棟 2 階 XL 会議室 201

## 3 出席者

### （委員）

石井委員、小川委員、木村委員、小幡委員、高梨委員、本村委員、荻野委員、清水委員、田中委員、渡辺委員

〈欠席：川島委員、鈴木委員、久保田委員、古沢委員、若狭委員〉

### （事務局）

堺生活文化スポーツ部長、山下男女共同参画課長、平林男女共同参画課長補佐、男女共同参画課主査、男女共同参画課主任主事、宇野こども家庭支援課長、こども家庭支援課主査、同主任保健師、中村男女共同参画センター副館長

## 4 議題

（1）第 5 次千葉県男女共同参画ハーモニープランの改定について

## 5 議事の概要

（1）第 5 次千葉県男女共同参画ハーモニープランの改定について

第 5 次千葉県男女共同参画ハーモニープランの改定について説明及び意見交換を行った。

## 6 会議経過（発言）（○…委員、△…事務局）

- （１）開会
- （２）欠席委員の報告
- （３）生活文化スポーツ部長挨拶
- （４）【議題１】第５次千葉市男女共同参画ハーモニープランの改定について

### △山下男女共同参画課長 <事務局説明>

#### ○小川会長

ただいまの事務局からの説明について、ご質問・ご意見をお願いしたい。今回の改正点は３点挙げただいたが、これで十分かどうかということもあると思う。また、それ以外の点についても、ご一読いただいた中で抜けがある、あるいはこういった視点も大事だというご意見があれば、ぜひお願いしたい。

まず私から、改正点の第１点目だが、この因果関係の要因や具体的内容を示すのは大変なことであり、因果関係についても非常に複雑に絡み合っていると思っている。第２点目についても同じことが指摘されていると思う。先ほどのご説明では、次年度にDVの調査を実施するとのことだったが、この点がどのような形で盛り込まれる可能性があるのか、現時点でわかる範囲を教えてください。

### △山下男女共同参画課長

DVに関する調査は今年度実施している。来年度は男女共同参画に関する幅広い調査を行う予定であり、次期の計画策定時に両調査の結果を反映させたいと考えている。その際、次期計画の案については審議会に改めて議論いただく予定である。

#### ○小川会長

この「困難」というものは非常に複合的なものが想定されていて、DVは暴力の１つの形態としてあってはならないものだと考えている。ただ、その前段階にある困難をどのように把握するか、つまり困難さがどこから来ているのかについては、複数の要因が関係しており、社会的・経済的・文化的な問題とも絡むと理解している。

その点について、どのような分析方法で対応できるデータを示すことが可能なのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたい。

### △山下男女共同参画課長

現在のハーモニープランおよび分冊となっているDVプランの中でも、困難を抱える女性が抱える困難は様々なものがあり、これまでもある程度拾っているのですが、今回は一部改定という形で進める。ただし、拾い切れていない部分も存在する。また、こ

れまでは「どのような困難を抱えているか」を体系的に尋ねる聞き方はしておらず、個別対応が中心であった。

そのため、今回の一部改定にあわせて、幅広く聞き、今まで対応できていない部分について、新たに施策が必要なのか、あるいは既存事業の拡充で対応できるのかを検討したい。既存事業の拡充が必要であればその方向で検討し、新規施策が必要であれば、どこまで実現可能かを含め丁寧に検討したい。そのため、調査を行い、次回のプランでしっかり対応していきたい。

### ○荻野委員

資料 2 の 11 ページの「②国の動き」の「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」に記載されている「5 つの重点施策」のうち、1 点目に「女性に選ばれ女性が活躍できる地域づくり」とあるが、「女性に選ばれ」という表現に少し引っ掛かりがある。単に「女性が活躍できる地域づくり」であれば、様々な分野での女性の参画拡大を表現できると考えるが、なぜ「女性に選ばれ」と記載しているのか、その理由について伺いたい。

### △山下男女共同参画課長

この「②国の動き」の部分については、地方では、固定的な性別役割分担意識や所得、しきたりなどが女性に生きづらさを感じさせ、そのために女性が都市部に転出するという問題がある。これに対応するため、ハーモニープランでは、女性の生きづらさや所得の格差を少しでも解消していこうということを記載している。

### ○小川会長

今の所得格差ということに関して、就労の場面における賃金格差みたいなものもあれば、定年退職後の年金の問題に至るまで、ずっとジェンダーの所得格差である。一生に渡って続いていくということも非常に大きな問題だと考えているが、それと困難は確実に結びついているだろう。それに関してこのプランの中ではデータの出し方を含めどんなふうに使われているのか。高齢期の女性の貧困、シングルマザーの貧困など、日本のジェンダーの問題も 1 つの大きな柱になると感じている。

所得の問題に関する光の当て方、施策の対応について伺いたい。

### △山下男女共同参画課長

今回の困難女性支援法に基づく対応は、もうすでにお困りの女性に対する対応である。しかし、今おっしゃっていただいたように、女性が抱える所得格差や生きづらさ、活躍を阻む要因の意識の面について、もともとのハーモニープランの本体にかなり書いている。先ほどの資料 2 の目次のところをご覧くださいのが一番わかりやすいが、

第2章に施策の内容として、ハーモニープランでどのような目標をたて、施策を打っているのかということに記載している。

まず、基本目標1「あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保」のところで、あらゆる分野における女性の活躍がある。政策や経営方針決定過程への女性の参画の拡大は、女性がいないので入れていかなければいけないというところから、働く場での平等や男女がともに担う地域社会づくりにより現在の男女の格差というものを変えていこうというものである。

これに加え、基本となるもう少し若い世代から教育の部分から考えていけないということ、基本目標4「人材の育成と理解の促進」がある。これは人材の育成に視点を向けたもので、様々な個性や能力をのびし、可能性を広げる学校教育等の推進である。理系の教育も重視されてきているが、女性が理系分野を選ぶということがかなり少ないということがあり、伸ばしていきたい。さらにリーダーシップを経験するということが、将来の活躍、男女の格差の縮小に繋がるだろうということで、教育・人材育成の分野において長いスパンで考えている。

#### ○小川会長

私たちが今手元で見ている資料2が抜粋版ということで、その視点が抜けてるのではないかと思ったが、きちんと元のプランに入っているということが確認できた。

シングルマザー支援に取り組んでいる石井委員にご意見を伺いたい。

#### ○石井委員

シングルマザー支援がまさに様々な困難への支援になる。もちろん収入や仕事、子育てを1人で担っていくという重責や精神的な負担がある。相談は、精神的に鬱や鬱を超えて親子ともまいてしまうというパターンがとても多い。お子さんが先天的発達障害で何故かシングルマザーの方が多く、それを抱えているお母さんが鬱から本当の精神障害に行くということも非常に多い。

メンタル的な支援について、私のNPO法人にも相談員がいるが、なかなか専門の心理士による支援が難しい。費用の面もあるが、期間が長引いてしまうので、取り入れるのは難しく、そういった方々をそのような形で支援できるかということ日々悩んでいる。そういった視点もどこかに入っているのかもしれないが、あるべきだと思う。

#### △山下男女共同参画課長

おっしゃることはよくわかる。これまでの支援では、今回改定する計画の中で考えている部分が、女性が抱える困難というのは多様化・複合化・複雑化しているにもかかわらず、一番困っている部分に焦点を当てて対応をしていた。今、お話があったよ

うに、例えば所得・貧困などで困っているとか、シングルマザーの方で子育ての費用をきちんともらえないという部分に焦点を当てるが、これが原因となり精神的にもいろいろ困難を抱えてもいる。この複合化している困難にどのように対応していくかという視点はあったが、その視点をメインで考えているという部分が、今回の困難女性支援法の目的だと考えている。

対応のため、入口となる窓口をつくり、寄り添いながらどのような対応ができるか一緒に考えていく支援をするため、今回の拡充によって対応していこうと考えている。

### ○小川会長

まず窓口を設置するということである。本当に難しいことがあり、出口がない中で、例えばその専門家に相談することもあるほか、ピアグループのような形で、当事者同士で話し合ってお互いサポートし合うということもあるかと思う。今、実施しているサポートの中で、効果的なものがあれば共有してほしい。

### ○石井委員

孤独感というところではピアサポート、グループ相談会や「ママカフェ」といった、皆が自由におしゃべりできる安心安全な場をつくるのが私たちの役割である。ファシリテーター、専門家で皆に自由に話してもらおうが、そこで報告したり先輩の話で勇気づけられたりすることは、非常に有効だと感じている。

### ○木村委員

シングルマザーと被るのにはDVから避難した方の支援の場所である。被害者の方は情報をキャッチする力がすごく弱く、こういう支援があるとかが相談していいと発信や広報、周知をしていただきたい。

また、さきほどのキーワードでもある孤独、また人と自分は違うという刷り込みで自尊心が低くなったり、普通の会話でもすごく自分を卑下したりしてしまうことがあり、否定されたと感じやすくなってしまう。多分、「あなたが至らないから今そうになっている」という個人の問題とする社会からのメッセージが背景にあると思う。本当は社会の問題だと思う。不自由なことが起きたときにフォローできないという社会の構造があるという視点があるととても良いと思う。

そうすることでみんなの幸福、本当の意味での平等が生まれると日々思っている。私のNPO法人に来る方は本当にご苦労されていて、自尊心もとても低い。そんな中お子さんたちを、頑張って育ててらっしゃる、生きてるだけで本当に困難な方たちが多い。お話を聞くと「よく頑張っている。よく今まで生きてきた」と言ってしまうような方が多い。こうした方に対して、明るい支援というか、そういう世の中になれば良いと考えている。

## ○小川会長

「生きていてよかった」と思えるような、温かい社会にしていくためのプランだと思っている。このスピリットを届けたいと思った。

小幡委員はいかがか。

## ○小幡委員

私は連合、労働者の立場で来ているが、教職員として小学校の教諭をしている。基本目標4の「人材の育成と理解の促進」で、学校教育の推進というところがあり、千葉市は特にキャリア教育というところに大変力を入れている。キャリア教育は自分のよさや個性を活かして学習生活につなげていくという教育なので、これを今後進めていくことで学校の中で性別よりも一人一人の個性やよさに気づくということが大切であると思っており、私はそこがとてもよいと思っている。

質問だが、資料2の42ページの「学校における支援・周知啓発」の文章が変わったのは前回の意見を受けてのことかと思う。ただ、自分がその前後の文脈がわからないからだと思うが、「課題を抱える児童や保護者を支援する」というところが「児童」になっているのは、何か意味があるのか。児童だと小学生、生徒だと中・高校生という意味になるので、なぜ小学生だけなのか。おそらく前後の関係で、児童という言葉にしているのかと思うが、もし理由がわかれば教えてもらいたい。

## ○小川会長

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、中学校や高校にも配置されているはずである。

## △山下男女共同参画課長

ご指摘の通りである。ここはどのような影響があるのか所管課に確認をさせていただきたい。もし必要があれば、この部分に「生徒」を入れるかどうか検討させていただきたい。

## ○小川会長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが配置されているがあまり連携が取れていないのではないかと考えている。いろいろな形で担任の先生などに相談が繋がらないということがあるので、そうした連携を進めていくと良いのではないか。

本村委員はいかがか。

## ○本村委員

私は経営者側から見ている。まず計画の考え方、趣旨が第1章の1丁目1番地として、平成15年(2003年)4月に千葉県男女共同参画ハーモニー条例ができ、そして今回、第5次の千葉県男女共同参画ハーモニー条例の改定をしているという話である。第1次から4次まで様々なプランがあったと思うが、その成果や効果、できなかったところを反映し、さらに世の中や時代も反映し、今回の計画ができ上がっているという認識でよいのか。

## △山下男女共同参画課長

おっしゃる通りである。現在のプランは資料2の表紙にあるように、令和5年度からの第5次プランだが、これまでも、プラン策定の際に、前のプランの成果のうち、しっかりできた部分、まだできていない部分について、継続する、または効果を上げるために変更するという検討をした上で、次期プランの改定をしている。この第5次プランについても、第4次プランの振り返り・反省を踏まえて改定を行ったものである。

## ○本村委員

今回、私が前回発言した「予防」というところに非常にフォーカスしていただき感謝している。目次から見ると、経営者側としては、基本目標の3「ワーク・ライフ・バランスの実現」、4「人材の育成と理解の促進」が、すごく難しい課題だと思っている。

可能であれば、特に基本目標3について、私も社会人になって何十年かして今このような立場の人間だが、ここまでどのようにしてきたか、それで第5次はこうなっているということを少しご説明いただくと、この第5次でより前進していくという感じがすると思う。言い方が失礼になるかもしれないが、お題目になる可能性があるため、具体的にどのようなステップで進んで来たのかご説明いただきたい。

## △山下男女共同参画課長

手元に第4次から第5次に改定したときの詳細な資料がないため、私が覚えていることなどを踏まえて説明する。

基本目標3「ワーク・ライフ・バランスの実現」は、前目標にも含まれており、一定程度進んだものの、すぐに変えられるものではなかった。そのため、足りないものとして「③市民に寄り添ったデジタル化の推進」を位置づけ、市民への説明でも市内部でも様々な負担の軽減、例えば来庁しないで済むといった視点を踏まえながら、前プランから継続をして実施をしている。

前プランと大きく異なるのは、基本目標1「あらゆる分野における女性の活躍」と

基本目標 4「人材の育成と理解の促進」の立ち位置である。前回のプランは人材育成という部分が入口で、そこが最初の目標になっていた。しかし第 5 次プランでは、基本目標 1「あらゆる分野における女性の活躍」というものを前面に押し出して作っている。国も女性の活躍を一番の目標にしているため、そこを最初に掲げ、それを支える形で基本目標 4 のところに、長期的に非常に重要な課題として「人材の育成と理解の促進」を置いた。これが前回と大きく違っている部分である。

### ○小川会長

ワーク・ライフ・バランスにおいて、これだけではないが、男性育休に関してかなり進展があったという資料を以前、ご提示いただいた記憶がある。本村委員の目からご覧になって、今後これをより進めていくために何が必要だというお考えがあれば、教えていただきたい。これは少子化にもダイレクトに繋がる問題であると思う。

### ○本村委員

私は経営者協会所属で 1,600 の会員を有している。企業側・経営者側からすると一言にデジタル化というが、非常に難しい。資金力のある大企業は、十分に対応していると思う。中小企業には、デジタル化を進める余地がもっとあると思われるが、ノウハウやデジタル化を進める人材や資金力が非常に厳しいというのが実態だと個人的に思っている。

希望としては、行政の方で、補助金といった支援や助成金など、現在していることもあるかもしれないが、少しサポートを手厚くし、中小企業に小さな成功体験を積み重ねてもらうことで、デジタル化が進むのではないかとというのが個人的な意見である。

### ○小川会長

完全にデジタル化できない部分も残るのではないか。

小幡委員はいかがか。

### ○小幡委員

私は連合という働く者の代表であるので、やはり育休の話になる。育休を取りたいとか、取った方がいい、家庭のためにぜひ、という気持ちは昔と比べてすごく高まっていて、取得率も実際に高まっていると思う。私の働いてる現場でも、同様である。

ただ、一番のネックは、「自分が休むと、他の人に迷惑がかかる」ということである。例えば、10 人でやっている現場が 9 人でやらなければならない。これをセットで考えていかないと、本当に意識とか意欲は高まっているのに、制度上追いついていないということがあるのかと思う。

私見だが、10 人の職場で 1 人抜けたら、他の 9 人に対して何かしらの手当がつく

とか、企業の中で余剰の人員を作り、そこに対して支援のお金が入る。そして余剰の人が人員の足りないところに入るというような取組みをセットでやるべきではないか。取りたくても「みんなが苦しむのが目に見えているから育休を取れない」と悩んでる方が、本当にいると思う。

自分自身が2年前に学校の先生としてやった仕事は、千葉市のすごく良い部分である。私は1年間、ある学校に所属していて、いざとなれば、どこかの学校にレスキューに行くという「正休補」という仕事をしていた。ある男性が育休をとればその学校に行って2ヶ月対応して、他にメンタル不調で休んだ先生がいたらそこで3ヶ月担任をやって、1年間で4つの学校をまわり、1年生・2年生・特別支援学級・教務主任を担当した。

こうした人員が、一般の企業でもつけるような制度になり、それに対して支援がされればよいと思う。

### ○小川会長

とても大事なご指摘だと思う。人材が足りない中でさらに育休を取るといって、本当に現場の負担が大きい。柔軟な働き方は誰もが必要としており、育休だけでなく、介護の問題も大きい。介護休業制度があるのに、管理職が退職してしまうと、とても大きな損失になる。柔軟な働き方を可能にするような制度的な対応も必要だと思うが、本村委員に、企業側として「こんなことができるのでは」というアイデアがあれば教えていただきたい。

### ○本村委員

まさに人はもう少なく、生産年齢人口が減っているのが目に見えている。先ほどから言っている通り、やはりデジタル化、DXしかない。今のところ、ほかの方法はないのではないか。

そのためにも、先ほどの話のように、もっとDX化を進められるような雰囲気づくりや制度を整備していく必要があるのではないか。

### ○荻野委員

私が勤めている会社が特例子会社で、障害者雇用を担う人材サービスの会社である。

今、社内で、重度障害がある方にフルリモート・在宅勤務で自分で働いていただくことにチャレンジしている。いくつか進めていくこともすごく大事だと思うが、社会参画には働くことができていない方が働くことができるように手を差し伸べていくことを合わせることも今後重要なことになるのではないか。

## ○小川会長

障害のある方たちがどうすれば働けるのか知恵を絞るということである。ある意味でシングルマザーやDVサバイバーの女性も含め、どういう形で就労していただけるのかというところにこそ知恵を絞るということも非常に大事なことだというご指摘をいただいたと思う。

## ○田中委員

私は資料 2 の 2 ページの基本理念「①男女の人権の尊重」が、すべての根底にあり、4 つの基本目標のベースになるものだと感じている。昨今の性暴力や DV、セクハラなど、女性の人権の侵害の問題に起因する社会課題は、大変増えていると思っている。ストーカー規制法や DV 防止法といった法律は 20 数年前で、私たちシニアからすると「すごく最近じゃないの」というぐらい、遅れた対処の仕方だと感じる。これらを予防していくためには、教育や相談体制をもっと充実させるべきである。

先日、中学校で DV のリーフレットを配布しているという話があったが、今高校の方が望まない妊娠・出産に繋がる問題が深刻になっていると思う。そのため中学校だけでなく、問題を抱えている子どもたちにもっとフォーカスを当てるべきである。

性に関しては私たちの時代はタブーであり、禁欲を説く教育しか受けていなかったが、人権に関わる問題なんだということをもっと説いていかなければいけないと感じている。

したがって、「男女の人権の尊重」を、この基本理念の一番上に書いてあるのはすごく良いと感じるし、基本目標の 4 つすべての根底に通じるものだと感じている。

## ○小川会長

大事なご指摘である。人権ベースの教育を様々な年代の人たちに対してきちんと行い、特に性に関する情報を普及すべきという提案だと思うが、事務局からはいかがか。

## △山下男女共同参画課長

先ほどのワーク・ライフ・バランスの議論もそうだが、今お話いただいた「人権をベースに DV や性被害を含めてきちんと教育啓発をすべき」という点はおっしゃる通りである。これは全体に関わるものであるため、次期プランの検討の中でも議論していただき、反映をしていこうと考えている。

今のプランでも、ある程度の記載はあるが、もう一度しっかりご覧いただき、不足している部分があれば、次のプランの改定で考えていきたいと考えている。そういう意味で、次期プランというのは重点の立て方が変わる可能性があるので、そこでしっかりご議論いただきたいと思う。

## ○渡辺委員

今、私は、パソコンを通して、スクールのようなものをやっている。始めた頃は高齢者が多く「高齢者にパソコンに親しんでもらおう」と思っていた。

最近比較的若い30代、40代の方が増えており、就職の関係だと思っている。携帯は皆すごく早くやるが、パソコンになるとどうなのだろうか。勤めて、パソコンを操作するときに、基本がわからなかったり、習うところがなかったりすると、勤めてももうどうすればいいのか。フォーマットができてから勤めることができればと思う。

男女共同参画課では、シングルマザーやお子さんをお持ちの方にパソコン教室を計画し実施しているが、その際、土日が多いのだろうか。子どもを預けながら、働くことを休むことなく学べる場所があると良いと思った。

## △山下男女共同参画課長

パソコン等の技能を仕事で生かしたいという方への支援は、男女共同参画センターでも一部行っているし、経済部局でも行っている。経済部局でこういったものを行っているか詳細はわからないが、今ご希望のあった「働いてる方が平日でも受講できるように」という希望は、そういったものがあるかどうか、もしなければ検討したらどうかということ、共有させていただきたい。

## ○渡辺委員

むしろ平日より土日の方が、自分が働いているところを休むことなく学べる場所として必要ではないか。仕事を「休みます」と言いやすくなれば良いが、預かって学べる場所があると良いと思う。

## △宇野子ども家庭支援課長

ひとり親家庭支援になってしまうが、子ども家庭支援課でもひとり親家庭支援で、資格を取るための講座を一部やっている。人数は多くないが、パソコン教室・パソコン講習会をやっているほか、介護初任者の研修もやっている。すべてではないが、介護初任者の研修については、託児をセットでやっている。人数は多くないが、確かにそういった声もある。介護初任者の研修でしか託児をできていないので、今後広げられるように検討していきたいと考えている。

## ○小川会長

日本は資格社会で、まず資格を取らないと、労働市場に繋がらないというところがある。もしシングルマザーと労働市場をつなげるときに、こういう資格のコースがあると良いというようなお考えがあれば、教えていただきたい。

## ○石井委員

私の NPO 法人でもいろいろな講習会をやっているが、お母さん方はまず在宅就労を希望される。在宅就労で稼げる資格という点で、パソコンの基本は必要だが、今はそれよりも Google Workspace が使える、生成 AI が使いこなせる、動画で adobe の Premiere pro、Canva でチラシや動画や Instagram が作れる、といったものが人気である。

これらは非常に簡単に就職できて、お小遣い程度からにはなるが、サイトのちょっとした動画を作って 3,000 円、5,000 円のように低額だけど稼げる。それが最初の小さな一歩ということで私の NPO 法人は支援している。本来はもっと稼げるようになって欲しいが、それでも「私でもできる」と自信をつけてもらえる。これらを簡単というと失礼だが、以前パソコンの難しい資格を取っても、それが仕事に繋がらないことがあった。今は Instagram や TikTok の動画を作る仕事の講座をアプリの人気講座として実施している。

## ○小川会長

とても有益なご提案だったと思う。ただ安定して長く働くためには、例えば介護はそのうちの 1 つかと思うが、介護をみんなができるわけではないと思う。

この分野の人が足りない、例えばこういう形で資格を取っていただければ助成があるなど、在宅であればより良いが、女性の安定就労が確保できるようなアイデアがあれば本村委員のお知恵をお借りしたい。

## ○本村委員

今おっしゃったことは、私としては本当にケースであれば、ぜひ採用したいというところがある。ただ先ほどの宇野こども家庭支援課長からもあったが、デジタル化に加え企業側がやるべきこととして、業務を細分化する必要があるのではないか。細分化することで、障害のある方、女性の方、そして業務経験の浅い方にもできる業務が広がると思う。

そうすれば、先ほどのパソコンに関しても、いろいろと入り込めるところがあるのではないか。企業側として努力をしていくべきである。

## ○小川会長

先ほど小幡委員から、「1 年間に 4 つの仕事をやった」とお話が合ったように、そういう形でも就労が継続していくということが一番大事だと思う。企業の側でも就労がうまくできる仕組みづくりや育児・介護という課題を抱えている職員が気持ちよく休むことのできるマネジメントを目指していただけると良いと思う。

## ○高梨委員

ハーモニープランについて、前回の審議会の意見を真摯にとらえて、修正していただいた点、非常に感謝している。資料 2 の 42 ページの「関係機関連携会議」について、具体的にどのような関係機関や民間支援団体で構成するのか伺いたい。

## △山下男女共同参画課長

困難女性支援の対応として、「関係機関連携会議」をどのようなつくりにするのかまだ検討中で、はっきりと決まっているわけではない。困難女性支援法の趣旨に、民間支援団体との連携が大きく取り上げられており、我々としても今回の計画の改定の趣旨として重視していきたいと考えている。

既存の民間支援団体、市の中の関係部署、外部として今のところ県にも入っていただきたいと考えている。関係する方々を徐々に加えて会議を行いたいと考えている。

今のところ、いくつかの会場において、代表の方々と議論し共有する会議と、担当が集まって、個別内容を確認していくという会議の構成を考えている。

## ○高梨委員

今の話だと、代表者ごと、担当ごとの会議とのことだが、経営者の方でもなかなかわかってない方の代表会議が連携会議で多いのが疑問に思っている。

過去に社長、部長、課長、補佐、担当者の代表の人たちが合わせてやる会議があったが、非常に有効だった。50 年ぐらい前の話だが、そういう会議があり、代表者だけなのかと思った。今、それぞれという話だったが、そういうことも考えていただければありがたい。

## ○小川会長

会議のやり方次第で残念な内容になり、時間の無駄になることもある。ぜひ工夫をしていただきたい。

## ○荻野委員

個人的な話になるが、私は LGBTQ の当事者で、千葉市のパートナーシップ宣誓制度を使って、パートナーと千葉市で暮らしている。パートナーシップ宣誓制度があることが非常に安心感に繋がっている。パートナーが病院に通院しなければならない時、制度があると暮らしやすくなり、ありがたい。

勤めている会社の研修部門に所属しており、社内研修として毎月「多様性を受け入れること」ということで、自分の話を聞いて考えてもらう研修をやっている。また、ありがたいことに社外の学会などでも登壇させていただくこともある。これで、知ってもらう、知ることで、ダイバーシティを推進していけると思っている。

最初のところで、発達障害のある方が増えているということも、こういう障害があるという知識や知る機会が増えているからではないか。また、「問い合わせしてみよう」、「こういう施設があるのかな」など、アプローチに繋がるのではないかと思っている。

千葉市のハーモニープランも、良いプランがあるということを知ってもらえる機会があると、千葉市民の安心に繋がると感じている。改定後のプランをたくさんの方に知ってもらいたいと思う。

### ○小川会長

当事者として研修をされていることはすごく大事であると思う。シングルの女性、DV サバイバーなどの当事者の話を聞く機会は意外と少ない。マジョリティだけで話をしている状況があると思う。そのため、当事者の視点を反映し、事業に落とし込んでいけると良いと思う。

### ○清水委員

私は人権擁護委員の立場で参加している。先ほど人権の話があったが、人権擁護委員として学校教育の中で道徳の授業で人権啓発の授業をやっている。千葉支部として、小学校のいじめ問題に関する授業を三、四年生向けに実施し、中学校では「インターネットと人権」という形で、インターネットを通してのいじめやトラブルについて教室を行っている。

本来、中学生にデート DV の授業をやりたいが、時間が取れなくてできていない。先ほど小幡委員から意見があったように、高校にも入らせていただきたい。香取支部では高校 1~2 校で実施しているが、千葉市ではできない状況のため、少し広げていきたい。小・中学校、高校で人権擁護の大切さというものを学校内でもやっているが、外から行くなど、子どもたちにいろんなかたちでいろんな人が話をすることによって、浸透していくと感じている。

私は男女委員で、女性問題に関する電話相談を受けている。精神的に病んでいる方のリピーターが多いが、孤独感などいろいろな悩みを持っている方が多くいることを日頃から感じている。

多様化社会で、いろんな方がいろんな場面で活躍できるよう、今回のハーモニープランの改定のように、話し合っていくことが、これからの社会で大事ではないかと今回の意見を伺い改めて感じた。

### ○小川会長

とても重要なお指摘をたくさんいただいたと思うので、これをもう一度、反映していただきたい。そのうえで、委員にもう一度書面で諮るプロセスがあると良いと思う。

今後どのように進めるか、説明をお願いしたい。

#### △山下男女共同参画課長

今たくさんご意見をいただいた。ワーク・ライフ・バランスや人材育成は、資料 3 の (2) にある、「女性が困難を抱えることを予防する視点」で、反映させていただきたい。さらに大きな部分は次期プランの改正のときにご希望をいただければと考えている。

また、就労の点でもご意見をいただいた。今回の改定に基づく事業の中にアフターケアもあり、生活の再建で就労は検討していく必要があるため、事業の実施のところで反映をさせていただきたい。

答申の修正の部分は、資料 3 の案にすべて含まれていると考えている。したがって資料 3 の修正は不要ではないかと考えているがいかがだろうか。

先ほど、小幡委員から資料 2 の 42 ページ、児童・生徒にするべきではという点は確認をしたい。しかし、資料 3 の内容で読むことができると考えている。

資料 3 の答申としては、この内容ですべて含まれていると考えている。この案で進めさせていただきたいが、いかがだろうか。

#### ○小川会長

資料 2 の 37 ページの「多様な背景を踏まえた上で」というところに、障害、ジェンダー、言語、階層、国籍といった具体的なことが入ると、より包摂的になるのかと思うので検討いただきたい。

それ以外は様々な事業を拡充していくという要望であり、メンタル支援に関しその窓口を設置するというところで、すでに入っていると考えている。教育に関してももう少し拡充して欲しいということで、すでに柱として入っていると思うが、いかがだろうか。

#### △堺生活文化スポーツ部長

資料 2 の 37 ページの記述について、ここは事務局で議論した際、今回文章を追加した前段で、生活困窮、家族問題、育児支援、障害など様々相談内容を挙げている。また同じように具体的な部分を出すと重複感がでると思い、このような表現にしている。

改めて、もう少し厚くしたほうがよいか伺いたい。

#### ○小川会長

前段は、相談内容のことで、私が気にしていたのは相談する側の多様性である。例えば障害があったり、外国人であったりすると、すぐに相談がうまくできないという

状況がある。また階層的な問題というのもあるかもしれないと思う。相談する側の多様性によって、相談に繋がらないあるいは支援に繋がらないことに対する配慮が必要ではないかと考えている。

文章としては重複しているように見えるかもしれないが、内容は別である。

#### △堺生活文化スポーツ部長

趣旨は理解した。検討させていただきたい。

#### △山下男女共同参画課長

では、答申の内容としては資料 3 の項目で全て含まれているので、答申はこの内容にさせていただきたい。今回の資料として、今ご覧いただいた資料 2 にあります改定案にも皆様からいろいろご意見いただいたので、それを参考に、さらに検討させていただきたい。

問題なければ、後ほど小川会長から、答申書に押印または署名をいただきたいと思う。今指摘いただいた資料 2 の部分は、今の内容で修正させていただき、この部分を小川会長に確認して進めたい。内容については小川会長一任ということでよろしいか。

#### ○委員一同

異議なし。

#### ○小川会長

承知した。

皆様からいろいろな意見を伺うことができ、とてもよかった。

これで議事は終了としたい。進行を事務局にお返りする。

#### △平林男女共同参画課長補佐

第 3 回の審議会は 12 月ごろを予定しており、改めて事務局から連絡する。以上をもって、令和 7 年度第 2 回千葉市男女共同参画審議会を閉会する。